

## 平成 28 年 第 3 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 28 年第 3 回東彼杵町議会定例会は、平成 28 年 9 月 13 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	口木 俊二 君	2 番	吉永 秀俊 君
3 番	岡田伊一郎 君	4 番	前田 修一 君
5 番	橋村 孝彦 君	6 番	立山 裕次 君
7 番	浪瀬 真吾 君	8 番	森 敏則 君
9 番	大石 俊郎 君	10 番	堀 進一郎 君
11 番	後城 一雄 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	渡邊 悟 君	教 育 長	加瀬川哲文 君
副 町 長	( 不 在 )	建 設 課 長	岡木 徳人 君
総 務 課 長	森 隆志 君	健康ほけん課長	西坂 孝良 君
農林水産課長	岡田 半二郎 君	健康ほけん課次長	構 浩光 君
農 委 局 長	(岡田 半二郎 君)	町 民 課 長	深草 孝俊 君
水 道 課 長	山口 大二郎 君	財政管財課長	三根 貞彦 君
教 育 次 長	峯 広美 君	まちづくり課長	高月淳一郎 君
会 計 課 長	下野 慶計 君	税 務 課 長	松山 昭 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	福田 正子 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	議案第 57 号	東彼杵町水道事業の設置等に関する条例の制定について
日程第 2	議案第 58 号	東彼杵町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
日程第 3	議案第 59 号	東彼杵町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
日程第 4	議案第 60 号	東彼杵町税条例の一部を改正する条例
日程第 5	議案第 61 号	東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第 62 号	東彼地区保健福祉組合規約の変更について
日程第 7	議案第 63 号	長崎県市町村総合事務組合規約の変更について
日程第 8	議案第 64 号	平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 2 号)
日程第 9	議案第 65 号	平成 28 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 10	議案第 66 号	平成 28 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 11	議案第 67 号	平成 27 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件

日程第 12	議案第 69 号	平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 13	議案第 69 号	平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 14	議案第 70 号	平成 27 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 15	議案第 71 号	平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 16	議案第 72 号	平成 27 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 17	議案第 73 号	平成 27 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 18	議案第 74 号	平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 19	議案第 75 号	平成 27 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第 20	議案第 76 号	彼杵簡易水道基幹改良事業水道管布設替工事（法音寺地区その4）請負契約の変更について
日程第 21	議案第 77 号	東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 22	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 23	報告第 9 号	平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

## 6 散 会

## 開 会（午前 9 時 29 分）

### ○議長（後城一雄君）

おはようございます。

会議を開きます前に配布書類に訂正がございますので、事務局長から説明をさせます。

### ○事務局長（有川寿史君）

説明させていただきます。

決算認定の件で配布されております、平成 27 年度東彼杵町一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見書の件におきまして誤りがありましたので、お手元に正誤表を配布しております。訂正方を願います。以上です。

### ○議長（後城一雄君）

ただいまの出席議員数は、11 名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ここで町長から昨日の立山議員の一般質問の答弁に訂正があるとのことですので、許可をいたします。

町長。

### ○町長（渡邊悟君）

おはようございます。

大変申し訳ございませんけれども、立山議員の一般質問の中で私が職員の採用されたばかりの職員が挨拶をしないと仰いましたけど、その部分を削除させていただきたい。

職員を批判するような言葉になっておりましたので。その前にコンビニエンスとかいう言葉を使ったものですから、それも含めまして特定できますので。大変失礼なことを言ったなど反省しております。よろしく願います。

### ○議長（後城一雄君）

次にもう 1 点、口木議員に対しまして追加回答があるそうですので、許可をいたします。町長。

### ○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

### ○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

### ○まちづくり課長（高月淳一郎君）

昨日、口木議員が一般質問の中で 6 月 24 日サマースクールの周知方法についてどうしたのか、ということでごございましたけれども、6 月 15 日区長会が実施されました。その折に 6 月 24 日に菅無田地区で自治会集會が開催されるということを事前に把握しておりました、その中で区長会の折に関係、法音寺、坂本、中尾、太ノ原、また菅無田地区も含めまして関係区長さんの方に、6 月 24 日に菅無田農事研修施設で開催される旨を報告し、周知の依頼をしているところでございます。

その後菅無田地区の方から、オフトークの方でサマースクールの開催について併せて実施することで、オフトークの放送依頼をしているところです。以上です。

日程第1 議案第57号 東彼杵町水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第2 議案第58号 東彼杵町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

日程第3 議案第59号 東彼杵町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

○議長（後城一雄君）

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。これから議事に入ります。

日程第1、議案第57号東彼杵町水道事業の設置等に関する条例の制定について、日程第2、議案第58号東彼杵町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、日程第3、議案第59号東彼杵町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、以上3議案を一括議題とします。本案について、提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第57号東彼杵町水道事業の設置等に関する条例の制定についてでございます。

提案の理由といたしましては、平成29年度から簡易水道事業が水道事業へ変更となることから、地方公営企業法第2条第1項第1号に基づく法適用事業となるため本条例案を提出するものでございます。また、既存条例の一部改正と廃止を附則にて行っております。

次に、議案第58号東彼杵町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についてでございます。提案の理由が、平成29年度から簡易水道事業が水道事業へ変更となることから、地方公営企業法第2条第1項第1号に基づく法適用事業となるため、同法第38条第4項に基づく本条例案を提出するものでございます。

次に、議案第59号東彼杵町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてでございます。提案の理由は、平成29年度から簡易水道事業が水道事業へ変更となることから、地方公営企業法第2条第1項第1号に基づく法適用事業となるため、同法第32条第2項及び第3項に基づく本条例案を提出するものでございます。

詳細につきましては水道課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり、水道課長。

○水道課長（山口大二郎君）

町長に代わって説明をします。

それでは議案第57号をお願いします。簡易水道事業の公営企業移行につきましては、従前6月の議会の方で一旦報告をさせていただきました。内容のうち条例改正とすべき点につきまして、今回上程させていただきます。

それでは設置に関する条例の制定について1ページをお願いします。設置に関する条例につきましては、第1条、設置について生活用水その他の浄水を町民に供給するため、水道事業を設置する。

これは基本でございます。経営の基本、第2条でございますが、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。第2項にまいります。水道事業の給水区域、給水人口及び給水量は、1ページから以下に示しております。彼杵地区から2ページ目の13番の中岳地区までの以上の地区になります。

続きまして第3条の組織にまいります。地方公営企業法第7条及び地方公営企業法施行令第8条の規定に基づきます。水道事業に管理者を置かないものとする。ここ重要な箇所でございます。第2項、法第14条の規定に基づき、水道事業の管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため、水道課を置くということでございます。

第4条にまいります。重要な資産の取得及び処分につきましては、法第33条2項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格、3ページにまいります、予定価格が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡、土地については、1件5,000㎡以上のもの、又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする、というふうな内容になっております。

飛びまして第6条にまいります、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等につきましてご説明をします。その金額又はその目的物の価格が10万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が10万円以上のものとする、という内容です。これ以上のものにつきましては法第40条第2項により議決を要しないというふうな内容でございます。ご確認をお願いします。

7条にまいります。業務状況説明書類の提出になります。これは毎年度事業の業務報告でございますが、業務の報告を11月30日、これが前期にあたる分でございます。後期につきましては翌5月31日まで年度2回に集約して町長に報告するという内容でございます。

下の方にまいります。附則の説明でございます。施行期日につきましては、本条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。続きまして、設置条例の一部改正でございますが、同じく添付しております新旧対照表の方をご覧いただきたいと思っております。全部で18ページございますが、順を追ってご説明をいたします。附則第2項、水道事業の組織につきまして本条例第3条以降の規定によります、一部改正でございます。事務分掌第2条第9号におきます、水道に関する事項を削除しております。ご確認をお願いします。

2ページをお開きください。第1条につきまして事務部局に加え、並びに水道事業、を加えています。第2条につきましては、第1号中の職員の数79名を改めます。8名減しまして71名としております。同条に7号を加え、水道事業職員8名としております。8名につきましては現状の上限定数の8名を記載をしております。

3ページをお願いします。3ページから、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の改正でございますけれども、4ページの内容の水道財政調整基金条例の一部改正及び5ページにまいります。5ページの税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例につきましては、いずれも管理者の町長を管理者というふうな表現に改める内容でございます。内容だけは確認をお願いします。本文の附則の第4項から第6項にあたる部分でございます。

6ページをお願いします。6ページの水道事業給水条例の一部改正でございます。第1条総則、目的につきまして水道事業以下、水道事業という内容でございますけど、水道事業という表現に改

めるものでございます。給水区域の第2条につきましては、先ほども本文の方で申しましたが、水道事業の給水区域は東彼杵町水道事業の設置等に関する条例の第2条第2項各号に定めるものとするということでございます。7ページまでに彼杵地区から先ほどの13号の中岳地区まで同じ地区を示しております。

8ページをお願いします。8ページの第2章、給水装置の工事及び費用並びに、めくっていただきまして10ページの第3章の給水につきましても先ほどと同じように、町長を管理者に改める内容でございます。ご一読だけをお願いします。

10ページ以降12ページまでお進みをお願いします。12ページ第4章、料金、手数料及び加入金の内容でございます。料金第28条、料金は次のとおりとするということで記述をしていますが、13ページの一番下になりますけれども、遠目地区について説明をさせていただきます。遠目地区につきましては、これまで基本料金3,180円、超過料金318円ということで運営をしてまいりましたけれども、事業完了の期日が24年2月でございました。そういう形で今回条例改正に併せまして5年の事業経過を向かえることとなります。今回の改訂に併せまして他地区の水道料金と同様とするということで、今回記載をしています。

14ページをお願いします。14ページより17ページ第7章にいたる改訂につきましても町長を管理者に改めるという表現でございます。ご一読だけお願いいたします。

18ページをお願いいたします。18ページは水道事業の布設工事監督者の配置及び資格、水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正の内容でございます。布設工事監督者の資格につきましては、第3条、法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有する資格という内容の改訂でございます。布設工事監督者につきましては、水道事業も今後簡易水道事業と同様に監督者の資格を2年6ヶ月経過したものということで改訂しております。以上でございますが、配置につきまして議案の5ページに戻っていただいて、5ページの第9項を、次に掲げる条例は廃止するというので記載しております。簡易水道事業特別会計条例及び水道設置条例の廃止でございますけれども、設置については法第4条の規定により本文の第1条、第2条に規定しております。現行の条例は廃止をするものでございます。第57号の説明は以上でございます。

第58号の説明に移らせていただきます。58号をお願いします。1ページをお開きください。水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例につきましては、第1条、この条例は地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、水道事業職員の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものでございます。企業に関しまして必要な事項の初任給、昇格、昇給は、詳細につきましては一般職を準用することとして事業管理規定の方で詳細に定めることとしております。第2条につきまして、給与の種類につきまして、水道事業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法の給与の種類は、給料及び手当とすることでございます。第2項につきまして、正規の勤務時間による勤務による報酬であって、手当を除いた金額とする内容でございます。第3項につきましては給与の種類でございますけれども、手当の種類は管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、以下記載のとおり項目でございますのでご一読お願いしたいと思います。詳細につきましては、下の方から第4条から3ページに書いています第14条までの内容で詳細に記しておりますので、ご一読をお願いいたします。

それでは最後に附則の4ページをお願いします。本条例は29年4月1日から施行するものでご

ございます。以上で第 58 号の説明を終ります。

第 59 号をお願いいたします。59 号につきましては水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定でございます。

1 ページをお願いします。趣旨につきまして、第 1 条、この条例は地方公営企業法第 32 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、水道事業における剰余金の処分等に関し必要な事項を定めるものとするものでございます。第 2 条、水道事業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金、税務上の赤字分ということになりますけれども、欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額がある場合は当該残額の 20 分の 1 を減債積立金に、20 分の 1 を建設改良積立金に、残余の額を利益積立金に積み立てるものとする。20 分の 1 の割合につきましては条例で定められる自治体のほとんどが 20 分の 1 を採用してるということで、20 分の 1 の額ということで内容を定めています。第 2 項につきまして、前項の積立金は、次の各号に掲げる積立金の科目ごとに、当該各号に定める目的のために積み立てるものとし、当該各号に定める目的以外の用途には使用することができないということで 3 項目の記載をしております。下に参りまして、この条例は 29 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で 3 条例の説明を終らせていただきます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

議案第 57 号についてちょっとお尋ねいたします。

私も企業会計になって、公営企業法というのをよく勉強してないですけど、第 2 条に給水人口を定めてありますね。これは条例に給水人口を入れなければならないのか。入れたら多分毎年条例改正をしなければいけないと思うのですが。そのことはどうなっているのですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（山口大二郎君）

水道の条例改正につきまして、人口につきましては、各地区の給水量の 26 年の 3 月に今回の事業開始 3 年前の統合事業の計画の経営認可の内容を記載しております。次回、毎回毎回、例えば毎年の決算の折とかというなかで、人口の変化があったときのこの条例を改正するという事は、事実上給水人口が年々数字は変わっていきますけれども、事業の計画とか大きな事業の変更がなければ条例の内容の改定は行わないという内容になるかと思えます。

○——△——

——△——△——

すみません、訂正というか。公営企業法では計画を今の現状の計画を記載することとなっております

ますので、その計画の人口を記載しております。

○議長（後城一雄君）

他に。

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

町長にお尋ねします。第 57 号の第 2 条、常に企業の経済性を発揮するとありますが、水道料金に関してで、今でもそう黒字でない状態ですので、今後料金の値上げ等も町長の概念の中にあられるのかどうか、今後の収益を見てお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、下水道とか特別会計を見ながら、今のところは何とかやっていけるんですけども。統合事業のあるいは基幹事業が完了します。起債償還が始まりますので。起債償還の元本償還あたりも元利均等でしょうけれども、その辺始まっていけばかなり厳しくなっていくしますので、下水道料金と併せて検討してまいろうと思います。一応シュミレーションをしながら福祉組合のごみ処理場ですか、あの辺が 33 年から厳しくなりますので、今の段階でシュミレーションを作りながら、然るべき料金改定を求めていかなければならないと思っています。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

議案第 57 号、8 ページ新旧対照表の第 9 条工事の施行のところ。給水工事は町長又は町長が、次新しいところも給水装置工事は管理者又は管理者が、これは単なる印刷ミスかなと思ってるんですが。いかがでしょう。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

2 回言葉を使っておりますが、前段の管理者又はということで、又は管理者が法第 16 条の 2 第 1 項の指定した者ということですので、別の人ということになります。町長が指定をした者、町長又は町長が指定した者ということでご理解いただければいいかと思います。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

旧条例の件につきまして。旧条例が町長又は町長、次に新しく変わったのが、管理者又は管理者。町長はお 1 人しかいないんです。これを言い換えれば A 又は A、B 又は B という事なんですよ。それを。

○——△——

——△——△——

失礼いたしました。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 57 号、議案第 58 号、議案第 59 号は総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第 4 議案第 60 号 東彼杵町税条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 61 号 東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

次に日程第 4、議案第 60 号東彼杵町税条例の一部を改正する条例、日程第 5、議案第 61 号東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 60 号東彼杵町税条例の一部を改正する条例。提案の理由、所得税法等の一部改正する法律が平成 28 年 3 月 31 日公布されたことに伴い、法律改正に併せて本条例の一部を改正する必要があるため本案を提出するものでございます。

次に議案第 61 号東彼杵町国民健康保険税条例の一部改正する条例。提案の理由といたしまして、所得税法等の一部を改正する法律が平成 28 年 3 月 31 日公布されたことに伴い、法律改正に併せて本条例の一部を改正する必要があるため本案を提出するものでございます。詳細につきましては税務課長から説明させます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますことをよろしくお願いいたします。税務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり税務課長。

○税務課長（松山昭君）

町長に代わり議案第 60 号東彼杵町税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。新旧対照表、更に東彼杵町税条例の改正概要ということで参考資料の方を提出していますのでご覧いただきたいと思っております。

参考資料の改正概要の表の下の方、附則第 20 条の 3 に繰り下げられた条約適用利子等についてまず説明いたします。海外の企業や銀行から受け取る配当や利子については国家間、国同士の租税条約の取り決めによって取り扱われており、このような特別な所得については租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律、いわゆる租税条約等実施特例法の中で従来の所得分とは別に条約適用利子等・条約適用配当等という所得区分が設けられています。このような特別な所得に対する住民税の割合の計算方法や控除に関することが改正前の附則第 20 条の 2 に規定されていまして、この下の表にあるのが 3 に繰り下げられたということでございます。この経過については、今回の改正がこの租税条約が結んでいる国の他に、新たに条約を結んでいない外国との間においても二重課税を排除する目的で取り決めを行うこととして、20 条の 2 が追加されたということで、上のほうを見ていただきたいと思います。関連法案として外国居住者等

の所得に対する相互主義による所得税に関する法律、いわゆる外国居住者等所得相互免除法に規定する特例適用利子等及び特例適用配当等に係わる住民税の計算や所得控除に関する条文が附則第20条の2に追加されました。こうした法律の改正については日本と台湾民間租税取り決めの内容に沿ったものでございまして、先に述べました租税条約を結んでいない外国、政令において台湾のみがその対象となる外国に指定されております。

新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の1ページの下段に追加された附則第20条の2を記載しております。特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の住民税の課税の特例ということでございます。繰り返しますが、この規定は先ほど述べた租税条約を結んでない外国、つまり台湾の銀行などから受け取る利子、特例適用利子等については下の方に、他の所得と区分し、本文の第33条、第34条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その特例適用利子等の所得に対して100分の3の税率を乗じて計算した金額を所得割として課するといったことが規定されております。第2項については本文本則及び附則に伴う総所得等の読み替える規定でございます。第3項については、同じく利子とは同じく特例適用配当等について規定された条文でございます。第4項第5項については配当等における本則及び附則における読み替え規定をしています。第20条の3については冒頭に述べました租税条約を締結している、先に既に規定されておりました第20条の2を繰り下げて20条の3としたもので繰り下げによる整理を行うものでございます。なお、この改正は平成29年1月1日に施行として政令がなされています。以上、議案第60号について説明を終わります。

続きまして第61号の東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明をいたします。

これにつきましても改正資料をご用意していただきたいと思います。提案の理由にあるとおり、所得税法等一部改正に併せて改正されるものです。改正の概要は、議案第60号東彼杵町税条例の一部を改正する条例の中で分離課税されることになりました、特例適用利子等及び特例適用配当利子等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定についても総所得金額に含めるとしたものでございます。

附則第10項におきまして特例適用利子等にかかる課税の特例を、又附則第11項に追加したもののについて特例配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を規定をいたしております。附則第12項、第13項については租税条約に基づく条約適用利子等が先に規定されていたものを、第10項、第11項が追加されたことに伴いまして条項のずれで条例整備を行ったものでございます。

以上、議案第61号の説明を終わります。

**○議長（後城一雄君）**

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（後城一雄君）**

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号、議案第61号は、会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（後城一雄君）**

異議なしと認めます。

したがって、議案第 60 号、議案第 61 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。  
これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 60 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することのご異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 60 号東彼杵町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

○議長（後城一雄君）

これから議案第 61 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕なし

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 61 号東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可  
決されました。

## 日程第 6 議案第 62 号 東彼地区保健福祉組合理約の変更について

○議長（後城一雄君）

次に日程第 6、議案第 62 号東彼地区保健福祉組合理約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 62 号東彼地区保健福祉組合理約の変更について。

提案の理由といたしまして、現在、町が実施しております障害者の日常生活及び社会生活を総合  
的に支援するための法律第 20 条第 2 項に規定されている障害者支援区分の認定及び支給要否決定  
を行うための調査を平成 29 年 4 月 1 日から共同処理するため、東彼地区保健福祉組合理約の一部  
変更が必要であり、地方自治法の規定に基づき提案するものでございます。内容につきましては町  
民課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします  
す。町民課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（深草孝俊君）

代わりまして補足してご説明させていただきます。別添の東彼地区保健福祉組合理約の新旧対照  
表をご覧いただきたいと思っております。新の方で本則第 1 章、共同処理する事務の第 3 条より、新たに

第 8 号として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る障害支援区分の認定及び支給要否決定を行うための調査を追加するものでございます。現在まで障害支援区分認定調査は、各構成町波佐見・川棚・東彼杵町が NPO 法人生援会と直接委託契約をしておりますが、同法人から平成 29 年 3 月 31 日付けで本委託業務を終了したいという申し出がありまして、今後の処理については事務の効率化の観点から東彼地区保健福祉組合が直営で共同処理を行うこととするため、規約の変更が必要になったということでございます。以上で説明を終わります。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 62 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕なし

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 62 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 62 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕なし

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 62 号東彼地区保健福祉組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

## 日程第 7 議案第 63 号 長崎県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（後城一雄君）

次に日程第 7、議案第 63 号長崎県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 63 号長崎県市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。

提案の理由が、平成 29 年 2 月 1 日から長崎県後期高齢者医療広域連合の退職手当に関する事務を長崎県市町村総合事務組合で共同処理することから、長崎県市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じるためでございます。詳細につきましては総務課長から説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

長崎縣市町村総合事務組規約の一部改正につきましては、この組合の構成市、町、一部事務組合の議会の議決が必要になります。

今回は新旧対照表に書いてあると思いますが、改正案の方が右側になっています。第3条第1号に関する事務の中に下線を引いていますが、長崎県後期高齢者医療広域連合という一部事務組合が加担するというごさいます。第3条第1号に関する事務というのは職員の退職手当をつかさどる事務のごさいます。第3条第2号から第13号までの事務は省略しますけども、今回は第1号を退職手当に関する事務に広域連合が加わりたいというごさいます。本来この連合会というのは8年目を迎えます。平成20年度から始まったわけですけども、この連合会にいる職員は全て市・町からの派遣職員のごさいました。ですので、この職員については各出身の市あるいは町で退職手当を支給事務していましたが、今回平成28年度に長崎県広域連合会で直接雇う職員が発生しております。専門職です。保健師1名、管理栄養士1名、レセプト点検専門職3名ということで5名の職員をフルタイムで雇うというごさいましたので、この者に対する退職手当の事務が発生するというごさいます。広域連合ではその事務は賄わないというごさいます。今回総合事務組合でお願いをしたいというごさいますので組合の構成団体が変更を生じたので今回の一部改正のごさいます。以上、よろしくお願ひします。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第63号は、会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって議案第63号長崎縣市町村総合事務組規約の変更については、原案のとおり可決されました。

## 日程第 8 議案第 64 号 平成 28 年東彼杵町一般会計補正予算(第 2 号)

### ○議長（後城一雄君）

次に日程第 8、議案第 64 号平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 2 号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

### ○町長（渡邊悟君）

議案第 64 号平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 2 号)でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5726 万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 53 億 1304 万 1000 円とします。

提案の理由といたしましては、今回の補正予算の主なものは、歳出におきましては、総務費にお試し住宅整備工事、東彼杵町起業家等支援補助金、小さな拠点連携事業、長崎県小さな楽園づくり交付金など 667 万円、民生費に障害者自立支援給付費等国庫負担金前年度精算返還金、障害者医療(更正医療)給付費、3 世代同居・近居促進事業補助金など 1545 万 1000 円、農林水産事業費に構造改善加速化支援事業補助金、そのぎ茶ロードサイン改修工事など 1235 万 9000 円、4 月豪雨及び梅雨前線豪雨による被害箇所の災害復旧費として 4461 万 9000 円、さらに人事異動等に伴う人件費の所要額等を計上しております。

歳入につきましては、特定財源として総務費などへの国庫支出金に 1893 万 7000 円、災害復旧費計上に伴う県支出金に 3914 万 5000 円を計上しております。なお、一般財源としましては、財産収入 632 万円、繰越金に 156 万 9000 円などを計上いたしております。詳細につきましては財政管財課長から説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。財政管財課長。

### ○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

### ○財政管財課長（三根貞彦君）

町長に代わりまして、議案第 64 号平成 28 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 2 号)の主なものについて説明を加えます。なお、歳出予算中、2 節給与、3 節職員手当等、4 節共済費の補正予算のほとんどが 7 月の人事異動による補正となっております。人事異動による補正については、説明を省略させていただきます。

それでは 21 ページをお願いします。歳出 1 款 1 項 1 目、議会費、2 節給料から 4 節共済費までの 5 万 1000 円の減額は、現在、育児休業中の職員の復帰が早まる見込みなどにより、調整を行ったものでございます。

22 ページ、2 款 1 項 1 目、一般管理費、2 節給料から 4 節共済費までの 2843 万 7000 円の減額は、人事異動によるものが大半となっておりますが、2 節特別職給料 367 万 6000 円、3 節特別職期末手当 115 万 8000 円、退職手当組合負担金の特別職分 87 万 2000 円、4 節職員共済組合負担金の特別職分 157 万 4000 円、合わせて 728 万円の減額は、4 月から 8 月までの間、副町長が不在でしたので、不用額の減額を併せて行っております。3 目財政管理費 10 万 1000 円は公会計用のパソコン購入費として、5 目財産管理費、12 節役務費は NTT による 11 月からの光回線の開通に伴い、庁舎電話を光

電話へ変更するための費用として25万1000円を。15節、工事請負費は、寄附を受けました里郷に在る町有建物屋根改修工事を当初予算に計上していましたが、お試し住宅整備事業として地方創生加速化交付金事業に採択されましたので、今回減額を行うものです。併せて工事請負費にふるさと創生基金を充当していましたがその減額を、また空家除却事業に国庫補助金の交付が決定しましたので、財源更正を併せて行っております。7目企画費7万8000円は、26 聖人殉教420周年記念パンフレット印刷費として。10目電子計算費、13節委託料30万円は、先ほど3目財政管理費で購入するパソコンへ財務会計データを公会計データとして取込むためのプログラム改修費としてとなっています。

23 ページをお願いします。11目地域づくり推進事業費、7節34万5000円は、地域おこし協力隊員が使用する木炭用原木の切り出し賃金として、11節31万7000円は、木炭梱包用ダンボール箱の作成費として。飛びまして14節11万7000円は、原木切り出し時のユニック借上げ料として。なお、先ほど申しあげました賃金、ダンボール箱作成費及ぶ重機借上げ料は特別交付税で措置されることになっております。戻りまして、13節委託料と15節工事請負費は、一流の田舎加速化プロジェクト事業として、田舎暮らし体験のためのお試し住宅整備費が国の地方創生加速化交付金事業に全額採択されましたので、先ほど言いました里郷に在る町有建物の整備に係る設計・施工監理委託料と合わせて500万円、工事請負費として2020万円の新規計上を行っております。なお、これは100%補助となっております。19節東彼杵町起業家等支援補助金は、6月補正において1名分の起業家に対する補助金を補正計上しておりましたが、新規に南阿蘇村からの移住者が起業したい意向のため300万円の追加を行っております。小さな拠点連携事業は、地方創生加速化交付金事業を使いまして、交流人口拡大促進のためソリソリソリソリと連携し、田舎の魅力あるコミュニティーゾーンづくりを進める事業として、長咲プロジェクト協議会へ300万円の新規補助となっています。長崎県小さな楽園づくり交付金200万円は、長崎県の100%補助事業として、自立性と持続性のある集落の維持、活性化活動に対する事業として、木場郷の東そのぎみのりの会への新規補助となっています。飛びまして、15目諸費は、下三根地区のLED防犯灯（新設1か所、取替1か所）、駄地地区（新設1か所、取替1か所）の設置改修費の補助となっています。

24 ページから26 ページの3款1項1目社会福祉総務費の4節共済費までは人事異動によるものでございます。28節繰出金16万4000円は、個人番号制度に係る介護保険電算システム改修費として、介護保険事業特別会計へ繰り出すものとなっています。2目老人福祉費92万7000円は、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットの導入を希望する事業所への補助となっています。3目障害福祉費、20節扶助費252万5000円は、血液透析を受けている方の生活保護受給開始に伴い、生活保護法の他方優先給付により、更正医療として給付しなければならないことによる、医療費7か月分の追加費用として計上いたしております。23節償還金利子及び割引料485万6000円は、障害者自立支援給付費国庫負担金及び県負担金の前年度精算金として計上をいたしております。

27 ページをお願いします。3款2項1目児童福祉総務費の13節委託料37万7000円、児童健全育成事業委託料に係る国の交付要綱が改定されたことに伴いまして、町内学童保育2施設に当該要綱を適用するための追加費用として計上いたしております。19節3世代同居・近居促進事業補助金200万円でございますけれども、安心して子どもを育てるため、新たに3世代同居する者の住宅改修費や購入補助として、上限40万円の5件分として計上いたしております。2目児童運営費、19

節一時預かり事業補助金 69 万 6000 円は、認定こども園つばさにおける利用申し込みの増と、やまだこども園の補助単価の増によるものでございます。延長保育事業補助 36 万 2000 円は、利用幼児数と延長保育時間の増による追加となっております。23 節償還金利子及び割引料は、説明に記載しております、それぞれの国庫・県費の前年度精算返還金として計上しております。5 目児童手当費、6 目子育て世帯臨時特例給付事業費の、それぞれの 23 節償還金利子及び割引料は、説明に記載しておりませんが、全て前年度国庫精算返納・返還金として計上いたしております。

28 ページ 4 款 1 項 1 目保健衛生総務費、20 節扶助費 60 万円は、未熟児の入院の長期化によりまして財源の不足が見込まれるための追加でございます。2 目予防費、13 節委託料 102 万 6000 円は、予防接種法等の改正により定期予防接種の対象に B 型肝炎予防接種が追加されましたので、一人 3 回、50 人分の追加でございます。

飛びまして 30 ページをお願いします。6 款 1 項 1 目農業委員会費、1 節報酬 70 万 2000 円は、農地利用状況調査において、農地利用最適化推進委員の現地確認も必要となりました。そのため一人年間 10 日、13 人分の追加でございます。11 節需用費は、先ほどの農地利用最適化委員の手帳や業務必携等の購入費の追加を行っています。3 目農業振興費、11 節需用費 45 万 9000 円は、「そのぎ茶」で乾杯を推進するポスター 1,000 枚、ミニのぼり 500 本の作成費として。15 節工事請負費は、東そのぎインターチェンジの所にある彼杵茶広告看板（そのぎ茶ロードサイン）の表面の張替え改修工事費として。19 節負担金補助及び交付金 492 万 9000 円は、先ほど申し上げました、移住による新規就農者のアスパラガスハウス新設及び防風ネット設置の補助として計上しております。移住分は関係ございません。5 目農村環境改善センター費は、11 節需用費 21 万 1000 円は、改善センター調理室の水道用蛇口 7 か所の冷温混合栓への取替え費として。

31 ページをお願いします。6 款 2 項 2 目林業振興費、19 節ながさき森林づくり担い手対策事業補助金は、東彼杵郡森林組合職員の共済費等の補助金として、東彼 3 町で分担して当初 3 名分を計上しておりましたが、2 名増員による 15 万 3000 円の追加となっております。

32 ページをお願いします。6 款 3 項 2 目漁港管理費、15 節工事請負費は、千綿地区漁港、エビス泊地浚渫の緊急工事費として計上いたしております。

33 ページの 7 款 1 項 3 目観光費、11 節印刷製本費追加 116 万円は、これまでありました観光パンフレット 4,000 部の追加印刷と、仮称ではありますが「東彼杵とくじら」紹介パンフレット 1,000 部の新たな印刷費として計上いたしております。13 節、グリーンツーリズム推進事業が国の地方創生加速化交付金事業に承認されましたので、300 万円の追加。なお、当初予算に 308 万 9000 円計上する際、ふるさと創生基金を割当てておりましたので財源更正を併せて行っております。5 目いこいの広場管理費、13 節委託料は 11 月末で終了する龍頭泉いこいの広場指定管理に係る委託料の 12 月から 3 月までの 4 か月分の追加費として計上いたしております。

飛びまして 35 ページをお願いします。8 款 2 項 1 目道路橋梁総務費、13 節委託料 200 万円は、平似田太ノ浦線を始め町道 11 路線及び橋梁 3 橋の道路台帳整備費として計上いたしております。4 目大野原高原線道路改良事業費、15 節工事請負費及び 17 節公有財産購入費の減は、いずれも国庫補助金の交付決定額の減によるものでございます。

飛びまして 37 ページをお願いします。8 款 6 項 1 目 12 節撤去作業料は千綿団地滑り台 1 基及びそのぎステーションハイツ滑り台 1 基の使用状況及び安全性等について、監査委員からの指摘もあ

りましたので撤去費用として、また住替作業料は下川団地の雨漏り等がひどい棟から、雨漏り等が発生していない棟へ引越して頂き、棟の解体を促進させるためその引越しに係る作業料として計上いたしております。

飛びまして 39 ページをお願いします。8 款 8 項 1 目、15 節工事請負費の減は、辺地債で行っている町道里一ツ石線改良事業費に係る本年度分の起債割当が当初計画より減少したことによる減額でございます。

40 ページ、9 款 1 項 3 目消防施設費、13 節第 7 分団詰所建築実施設計業務委託料の減は、入札執行残によるものでございます。第 7 分団詰所新築工事施工監理業務委託料は、建築基準法の規定により建築士の資格を持つ者に工事監理させる必要がありますので、職員では対応できないため新たに予算化したものでございます。15 節工事請負費は、当初予算計上時、6 分団詰所を参考にして消防車 1 台を駐車することで予算計上しておりましたが、建設地が決定し、結果、彼杵中学校前にある格納庫との距離が近くなり、分団から集中管理したい旨の要望がありました。そのため当初計画面積大体 87 m<sup>2</sup>みておりましたがそれよりも 12 m<sup>2</sup>ほど面積が増えたこと、併せて外構工事の追加による増額でございます。

飛びまして 43 ページ、10 款 7 項 1 目学校給食共同調理場費、18 節食器洗浄機は、平成 6 年に購入し、経年劣化により泡洗浄用ポンプの故障が発生し、修理の部品等がないため新たに購入するものでございます。また、食器食缶消毒保管機の減額は入札執行残によるものでございます。

44 ページ、11 款 1 項 3 目 28 年農地等災害復旧事業費、3 節職員手当等から 15 節工事請負費までは、4 月から 7 月までに発生しました豪雨災害・農地（田 10 か所・畑 7 か所）、施設（水路 1 か所・道路 3 か所）、合計 21 か所の農地等災害復旧費として合計で 3839 万 1000 千円を計上いたしております。

45 ページ、11 款 2 項 2 目 28 年公共土木施設災害復旧事業費、3 節職員手当等から 15 節工事請負費までは、7 月 13 日の豪雨によりまして町道梅ノ木線及び前平線が被災しております。その災害復旧費として合計で 622 万 8000 円を計上しています。

戻っていただいて 9 ページをお願いいたします。歳入、11 款 1 項 1 目地方交付税 78 万 2000 円を今回補正の財源として計上いたしました。

本年度の普通交付税は、19 億 1356 万 7000 円に決定しましたので、補正後の留保財源は 78 万 5000 円となります。また特別交付税は、熊本地震に加え東北・北海道の豪雨災害により大幅な減額が予想されます。当初予算で 8000 万円計上しておりますけれども、今後、留保財源はほとんど出てこないのではないかと予想をいたしております。

10 ページ、13 款 1 項 3 目平成 28 年農地等災害復旧費分担金として、補助残額 25%の 3 割 285 万 7000 円を計上いたしております。

11 ページ、2 目衛生費負担金 16 万円は、未熟児育成医療保護者負担金として計上しております。

12 ページ、15 款 1 項 1 目、3 節社会福祉費負担金 126 万 2000 円は、血液透析による障害者医療費追加に係る国庫負担金として支出額の 2 分の 1 を、2 目衛生費国庫負担金 220 千円は、未熟児養育医療に係る総医療費 60 万円から保護者負担金 16 万円を差し引いた額の 2 分の 1 を、3 目土木費国庫負担金 373 万 5000 円は、公共土木災害事業費の 3 分の 2 を計上をしております。

13 ページ、2 項 1 目総務費国庫補助金は、地方創生加速化交付金事業として採択されたグリーン

ツーリズム事業、田舎暮らし推進事業及び小さな拠点連携事業の合計事業費 3420 万円の 100%を計上いたしております。2 目民生費国庫補助金、2 節児童福祉費補助金 47 万 8000 円は、保育所の一時預かり事業及び延長保育事業に係る追加事業費の 3 分の 1 を、4 節老人福祉費補助金 92 万 7000 円は、介護ロボットの導入補助に係る経費の 100%を、5 目土木費国庫補助金、3 節住宅改良事業費補助金 86 万 5000 円は、歳出 22 ページの財源更正で説明しました空家除却事業費の 2 分の 1、140 万円と 3 世代近居・同居促進事業費 200 万円の 22.5%、45 万円、耐震、安心住まいづくり事業 3 万円の 2 分の 1、1 万 5000 円、以上 3 事業の合計額を計上いたしております。

14 ページ、16 款 1 項 1 目障害者医療費負担金の 4 分の 1 として 63 万 1000 円を、2 目衛生費県負担金は、未熟児育成医療費の 4 分の 1 として 11 万円を、15 ページの 16 款 2 項 1 目長崎県小さな楽園づくり交付金事業費の 100%を計上しております。

地域課題解決型人材誘致・発掘補助金は、歳出で言いますと起業家等支援事業補助金になりますけど 300 万円の 2 分の 1 を計上いたしております。2 目子ども・子育て支援事業費の 3 分の 1 を、3 世代同居・近居促進事業費の 2 分の 1 をそれぞれ計上しております。4 目農林水産事業費県補助金、1 節農地利用最適化交付金 68 万 4000 円は、農地利用最適化推進委員等の経費に対する県補助金の交付決定による追加でございます。構造改善加速化支援事業補助金 410 万 7000 円は、新規就農者のアスパラガスハウス等新設に係る補助金の 2 分の 1 を計上いたしております。7 目災害復旧事業費県補助金は、農地等災害復旧事業費の 75%を計上いたしております。

16 ページ、17 款 2 項 1 目不動産売払収入は、5 月 26 日に契約しました太陽酒造跡地、宅地 264.48 m<sup>2</sup>、坪 7 万 9000 円になりますけど、売払い収入の計上いたしております。

17 ページ、19 款 1 項 1 目、今回補正の財源とするため財政調整基金から 900 万円を繰入れております。なお、繰入後の基金残額は 3 億 2855 万 3924 円となります。4 目ふるさと創生事業基金繰入金は、当初予算で計上しておりました町有地建物屋根改修工事 400 万円、グリーンツーリズム推進事業費 308 万 9000 円、それらが地方創生加速化交付金事業に全額採択されましたので減額し、そのぎ茶ロードライン改修工事費の財源として 260 万円の新規繰入を行っています。

18 ページ、1 目繰越金は、留保していた前年度繰越金の全額を繰入れています。

飛びまして 20 ページ、22 款町債、1 目土木債から 6 目災害復旧債までは、現時点での事業費の確定等により起債額の増減を行ったものでございます。

戻って頂いて 5 ページ、第 2 表。本年度 12 月から 3 年間、指定する「龍頭泉いこいの広場指定管理業務委託料」の平成 29 年度から平成 31 年度までの債務の限度額を定めるための債務負担行為となっています。

6 ページ、第 3 表①大野原高原線道路改良事業は、国庫補助金の交付決定額の減、②町道里一ツ石線改良事業は、辺地債の国の全体枠の減、③消防防災施設等整備事業（第 7 分団詰所新築工事）は、工事費の増、④臨時財政対策債は、交付率の減。以上、4 事業は、ただいま説明しました理由による事業費の増減による地方債の限度額の補正を行っております。現年補助災害復旧事業は、農地等災害 21 か所の事業費から県補助金及び地元負担金を差し引いた純地方負担額と公共土木施設災害 2 か所の事業費から国庫負担金を差し引いた純地方負担額の合計額 840 万円を限度額とする新規借入れの計上となっています。なお、起債の方法、利率、償還方法は第 3 表に記載のとおりでございます。

戻っていただきまして、1 ページから 4 ページまでの第 1 表は、ただいま説明した金額の積み上げですので、説明を省略します。以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（後城一雄君）

それではこれから質疑を行います。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

5 ページをお願いします。

いこいの広場の指定管理料の件ですが、思い出しますと今から 5 年前町長と議論したところがございます。それまでは指定管理の期間は 3 年でしたけども、5 年前に町長が指定管理の期間を 5 年間ということにされて、そのとき私は「ちょっと 5 年間は長すぎるから、町長の在任期間と同じ 4 年間にしたらどうか。」と町長と議論したことを思い出したんですけども。

今回また元の、指定管理の期間を 3 年間に戻されたのは何故なのか。また、もう 12 月から新たな方が指定管理者を指名しないといけませんから、多分公募されてるんじゃないかと思いますが、その公募の状況も併せてお願いしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

そういう議論をしたのかよく覚えていませんが、年々やはり利用者が減少しています。これを 5 年間続けていてどうかなと思っています。3 年はどちらにせよやらなければいけないので、2 年ということは考えられません。3 年間で一定のどうするか方針あたりをある程度決めないと、どんどん減少していくんじゃないかと思います。そういう意味で 5 年間で 3 年間でとりあえずしています。辞めるわけではございませんが、極端に少なくなれば辞めることも考えていかなければならないかもしれませんが。何か別途の事業で活用できれば一番良いと思います。応募の状況につきましては担当課長の方から説明をさせます。まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり、まちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

公募の状況でございますが、現在第 2 回目の追加募集ということで 7 月から 8 月にかけて第 1 回の公募を行ったわけですけども、応募者がございませんでした。さらに 9 月末まで延長して今公募を行っているところでございます。今のところ応募がございません。以上です。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

そしたら現在なされている方も公募されなかったのですか。現在されている方もされなかったということですよ、なかったということは。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（高月淳一郎君）

現在の方もその意志がないということで確認をいたしております。以上です。

○議長（後城一雄君）

3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

22 ページの副町長の件なのですが、町長にお尋ねをいたしたいのですが。この一般質問も出ていましたが、現在の状況ですね、探すと町長おっしゃられましたが、国からの派遣等も含めて今どのような状況なのかお尋ねいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

国の方にはお願いしましたが、他の市町村にはおいでいただきましたが、東彼杵町には残念ながら派遣ができておりません。いろんな方面で今そういう機会があるごとにお話していますが、なかなかはっきりしたことは言えないですけれども、一応今人選中でございます。

○議長（後城一雄君）

他にございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 64 号は総務厚生常任委員会に付託します。

## 日程第 9 議案第 65 号 平成 28 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

○議長（後城一雄君）

次に日程第 9、議案第 65 号平成 28 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 65 号平成 28 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)でございます。提案理由としては、今回の補正予算は歳出で平成 27 年度介護保険事業費の精算に伴い、介護給付費及び地域支援事業費の実績が予定を下回り、国庫支出金、支払基金交付金並びに県支出金等に返還金が生じたため、償還金 2584 万 3000 円を計上しております。また、総務費に 16 万 4000 円を追加計上しております。

なお、補正の財源として前年度繰越金 2584 万 3000 円、繰入金 16 万 4000 円を計上しております。詳細につきましては、健康ほけん課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜ります

ようよろしくお願いいいたします。健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（西坂孝良君）

それでは議案第 65 号を説明いたします。

7 ページの歳出をお願いいいたします。1 款 1 項 1 目 13 節委託料につきましては、社会保障・税番号制度に係る介護保険システムの改修が必要となるため、委託料 16 万 4000 円を追加計上するものでございます。

8 ページをお願いいいたします。7 款 1 項 1 目 23 節償還金利子及び割引料につきましては、前年度の概算交付金額及び負担金額を精算した結果、返還金が生じたので 2584 万 3000 円を計上するものでございます。

次に 5 ページの歳入をお願いします。7 款 1 項 5 目 1 節の職員給与費等繰入金につきましては、歳出の 1 款総務費で説明いたしましたシステム改修分を一般会計から繰り入れるもので、16 万 4000 円を追加計上するものでございます。

6 ページをお願いいいたします。8 款 1 項 1 目 1 節繰越金につきましては、歳出で説明いたしました前年度概算交付金額及び負担金額の返還金の財源として、前年度繰越金 2584 万 3000 円を追加計上するものです。

戻りまして 1 ページから 4 ページは、ただいまの補正の積み上げでございますので説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 65 号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 10 議案第 66 号 平成 28 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

○議長（後城一雄君）

次に日程第 10、議案第 66 号平成 28 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 66 号平成 28 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)。歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ 510 万円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 3070 万円とするものでございます。

提案の理由といたしましては、今回の補正の主なものは、歳出について、業務費の人件費 35 万円を増額し、委託料 77 万を減額した。施設費の人件費は 331 万 7000 円を増額し、補償費及び賠償金より 510 万円を減額、工事請負費へ 730 万 3000 円を追加計上しております。歳入については、

国庫支出金 270 万円、町債 240 万円を追加計上しております。詳細につきましては水道課長から説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（山口大二郎君）

それでは町長に代わり、議案第 66 号をお願いします。平成 28 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)であります。

歳入歳出それぞれに 510 万円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 3 億 3070 万円とするものでございます。

それでは 8 ページの歳出からお願いします。1 款 1 項 1 目でございます。一般管理費の 2 節から 3 節職員の、先ほども一般会計でございましたが、人事異動に伴う人件費の増額でございます。59 万円でございます。4 節共済費及び 13 節委託料につきましては、管渠台帳の更新の委託料を発注しています。これに伴います実績の 54 万円の減額でございます。

9 ページをお願いします。1 款 2 項 1 目運営費につきまして、汚泥処理運搬と処理委託料契約額に伴います 47 万円の減額でございます。

10 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目建設費につきまして、こちらも 2 節から 4 節につきましては職員の人事異動に伴います人件費の増額でございます。15 節につきましては工事請負費でございますが、民間宅地造成の申請が今年度各所より申請があがっています。排水環境の工事の延長を実施をしています。対象地区が山田地区に 1 か所、蔵本地区に 1 か所、東町の地区に 1 か所でございます。併せて工事の実施をしています。これに伴います増額 30 万 3000 円を計上しています。22 節の補償費につきましては、千綿宿地区の下水道工事に伴います、水道管の移転補償工事の実績に伴います減額 510 万円でございます。

次に、歳入の 6 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目下水道の国庫負担金でございます。国庫決定額が 270 万円の増額でございました。これに伴う増額でございます。

7 ページをお願いします。7 款 1 項 1 目下水道事業債でございます。対象事業に伴います 240 万円を増額しています。

戻りまして 3 ページをお願いします。第 2 表、地方債の補正でございます、限度額を 8000 万円から 8240 万円にするものでございます。以上でございます。

1 ページから 2 ページ及び 4 ページから 5 ページにつきましては、積み上げの内容でございます。説明については省略させていただきます。以上で説明を終わります。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 66 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 66 号は委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 66 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 66 号平成 28 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)は原案のとおり可決されました。

○議長（後城一雄君）

ここで暫時休憩といたします。

暫時休憩（午前 10 時 51 分）

再 開（午前 10 時 59 分）

- 日程第 11 議案第 67 号 平成 27 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 12 議案第 68 号 平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 13 議案第 69 号 平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 14 議案第 70 号 平成 27 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 15 議案第 71 号 平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 16 議案第 72 号 平成 27 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 17 議案第 73 号 平成 27 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 18 議案第 74 号 平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 19 議案第 75 号 平成 27 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り会議を続けます。次に、日程第 11、議案第 67 号平成 27 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第 12、議案第 68 号平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 13、議案第 69 号平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 14、議案第 70 号平成 27 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 15、議案第 71 号平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認

定の件、日程第 16、議案第 72 号平成 27 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 17、議案第 73 号平成 27 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 18、議案第 74 号平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 19、議案第 75 号平成 27 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、以上 9 議案を一括議題といたします。会計別に説明を求めます。町長。

#### ○町長（渡邊悟君）

議案第 67 号平成 27 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件。次に議案第 68 号平成 27 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件。次に議案第 69 号平成 27 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件。議案第 70 号平成 27 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件。議案第 71 号平成 27 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件。議案第 72 号平成 27 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件。議案第 73 号平成 27 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件。議案第 74 号平成 27 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件。議案第 75 号平成 27 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件。以上 9 会計につきましては、監査委員の意見並びに主要な施策の成果に関する報告を添えて認定をお願いいたします。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。会計課長。

#### ○議長（後城一雄君）

町長に代わり会計課長。

#### ○会計課長（下野慶計君）

それでは、町長に代わりましてご説明いたします。

説明に当たりましては、お手元に差し上げております A4 サイズ 1 枚の表『平成 27 年度東彼杵町会計別決算の状況』並びに各会計別の『主要な施策の成果に関する報告書』及び監査委員さんから提出されております『平成 27 年度東彼杵町一般会計、特別会計歳入歳出決算審査意見書』に基づきましてご説明させていただきます。

まず、A4 サイズ 1 枚の表『平成 27 年度東彼杵町会計別決算の状況』により、各会計毎の概要をご説明いたします。

各会計の表中上段が平成 27 年度決算額、下段が前年度の決算額を記載しております。まず一般会計では、歳入が 54 億 1455 万 3000 円、歳出が 52 億 3788 万 6000 円で、差し引き 1 億 7666 万 7000 円となり、翌年度への繰越財源 8113 万円を控除した実質収支は、対前年度比 11.4%増の 9553 万 7000 円となりました。更にこの額から前年度の実質収支 8572 万 9000 円を差し引いた単年度収支は 980 万 8000 円で、これに財政調整基金の利子加蓄 86 万円を加えた実質単年度収支は 1066 万 8000 円の黒字となっています。

次に国民健康保険事業特別会計ですが、歳入が 14 億 8248 万 1000 円、歳出が 14 億 2610 万 4000 円、差引き 5637 万 7000 円です。この実質収支から前年度の実質収支 3421 万 3000 円を差し引いた単年度収支は、2216 万 4000 円の黒字となっています。歳入につきましては、対前年比 13.5%、1 億 7643 万 4000 円の増で、共同事業交付金が大幅な増となっています。歳出では、対前年比 12.1%、1 億 5427 万円の増で、共同事業拠出金が増加したことによるものです。

次に、介護保険事業特別会計ですが、歳入が 8 億 3413 万 2000 円、歳出が 7 億 8967 万円で、差

し引き 4446 万 2000 円、この実質収支から前年度の実質収支 4646 万 8000 円を差し引いた単年度収支は 200 万 6000 円の赤字ですが、基金への積立金 4642 万 1000 円があり、実質単年度収支は 4441 万 5000 円の黒字となっています。歳出予算の 86%を占める保険給付費が対前年比約 6%減となったのが主な要因でございます。

次に公共用地等取得造成事業特別会計ですが、歳入が 798 万 4000 円、歳出が 767 万 5000 円で、差引残の実質収支は 30 万 9000 円となりました。財産売却収入と基金の利子相当額、合わせて 751 万 8000 円の積立を行いましたので、実質単年度収支は 736 万 1000 円の黒字となりました。

次に簡易水道事業特別会計ですが、歳入が 6 億 1568 万 7000 円、歳出が 6 億 377 万 9000 円となり、差引残は 1190 万 8000 円となりました。単年度収支は 448 万 3000 円の黒字となります。実質単年度収支は財政調整基金の積立金 1266 万 4000 円があり、1714 万 7000 円の黒字となりました。歳入では、対前年比 146%、1 億 9459 万 6000 円の増、歳出は対前年比 145%、1 億 8811 万 3000 円の増で、補助対象の統合簡易水道事業および基幹改良事業が増加の要因となっています。

次に農業集落排水事業特別会計は、歳入が 3645 万 8000 円、歳出が 3645 万 2000 円、実質単年度収支は 4000 円の黒字となっています。最適整備構想策定業務委託料の皆減により、対前年比 13%減でございます。

次に漁業集落排水事業特別会計ですが、歳入、歳出共 597 万 5000 円で差引 0 です。農業集落排水事業と同じく業務委託料の皆減により対前年比 20%の減となっています。

次に公共下水道事業特別会計ですが、歳入が 4 億 4769 万 7000 円、歳出が 4 億 4632 万 4000 円、差引残の実質収支は 137 万 3000 円となりました。前年度の実質収支 112 万 9000 円を差し引きますと単年度収支は 24 万 4000 円の黒字となります。歳入、歳出共、対前年比 23%の増でございます。

最後に、後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入 9711 万 4000 円に対しまして、歳出 9648 万 3000 円で、差引残の実質収支が 63 万 1000 円、前年度の実質収支 52 万 2000 円を差し引いた単年度収支及び実質単年度収支は 10 万 9000 円の黒字となっております。

以上、一般会計並びに 8 特別会計合わせました全会計の合計は、歳入 89 億 4208 万 1000 円に対し、歳出 86 億 5034 万 8000 円となり、差引残の形式収支は対前年比 4.4%増、2 億 9173 万 3000 円となりました。なお、翌年度に繰越す財源は対前年度比 21.2%減の 8313 万円となり、実質収支は 19.9%増の 2 億 860 万 3000 円、これから前年度実質収支 1 億 7395 万 4000 円を差し引いた、単年度収支は 3464 万 9000 円の黒字となりました。また、全会計合計の実質単年度収支につきましては、対前年度比 181.8%増の 1 億 230 万 1000 円となっています。

続きまして、各会計毎に主な内容についてご説明いたしますが、まず一般会計の主要な施策の成果に関する報告書の 135 ページをお願いします。

第 18 表、科目別決算推移状況の歳入でございますが、一番右端が平成 27 年度となっています。構成比の大きいものとして、町税の 7 億 1610 万 8000 円で 13.2%、地方交付税が 21 億 7338 万 4000 円で 40.1%、国庫支出金が 6 億 9262 万円 12.8%、県支出金が 4 億 4546 万円で 8.2%、町債が 4 億 9328 万 2000 円 9.1%となっています。歳入合計は、前年度比 13.5%、6 億 4467 万 1000 円の増となっています。自主財源と依存財源につきましては、122 ページに円グラフで記載しています。自主財源は、町税、繰入金、繰越金等で 25.5%、依存財源が地方交付税、国庫支出金、町債等の 74.5%となっております。

135 ページに戻っていただきまして、町税は対前年比 1423 万 7000 円の減となっております。134 ページに町税の内訳が記載されていますが、1 番町民税は対前年度比 627 万 5000 円、2.4%の増となっています。個人所得割は、対前年比 613 万 4000 円、2.8%の伸びとなりましたけれども、法人税割はほぼ横ばいになっています。2 番の固定資産税については、家屋・償却資産はほぼ横ばいですけれども、土地は標準地価の下落が続いているため、全体で対前年比 4.8%、1824 万 5000 円減となっています。

122 ページをお願いします。第 6 表に示していますように、地方交付税は対前年比 4.8%、9999 万円の増となりました。新たに創設されました人口減少等特別対策事業費の皆増等によるものでございます。

123 ページの国庫支出金を記載していますが、6 億 9262 万円で対前年比 2 億 5444 万 9000 円、58.1%の大幅な増となっております。主な要因は、学校施設環境改善交付金 3594 万 6000 円、地域活性化交付金 3231 万 6000 円、地域住民生活等緊急支援交付金 2238 万 5000 円の皆増、平似田太ノ浦線改良事業交付金 9638 万 4000 円の増などによるものでございます。

124 ページ、11 県支出金は 4 億 4546 円で、対前年比 5201 万 2000 円の 13.2%増となっております。これは長崎県多面的機能支払交付金や農地等災害復旧事業費補助金の増などが主な要因です。次に 12 財産収入では、土地売払収入により、対前年比 7295 万 4000 円の増となっております。寄付金は 4275 万 4000 円の決算額で、対前年比 3329 万 7000 円の増です。ふるさとまちづくり応援寄付金の大幅増によるものでございます。

125 ページ、町債は対前年比 1 億 8145 万 8000 円、58.2%の増で、決算額は 4 億 9328 万 2000 円となりました。主な要因は、彼杵小学校大規模改造事業債 6280 万円、町道平似田太ノ浦線改良事業債 3920 万円、消防救急無線デジタル化事業債 3470 万円の増などによるものです。

次に歳出ですが、136 ページの第 19 表、性質別決算推移状況をご覧いただきたいと思えます。区分の 1 人件費から 6 の公債費までの小計が 33 億 1349 万 9000 円で、歳出構成比の 63%を占め、前年度からしますと 3.0%、9621 万 3000 円の増となっております。それから投資的経費としまして、7 番普通建設事業費、8 番の災害復旧事業費併せて 9 億 8836 万 5000 円、構成比 19%、伸び率は 51.5%、3 億 3577 万 2000 円の増となっています。普通建設事業費の補助事業では、小学校統廃合に伴う、彼杵小学校大規模改造事業や中尾本線改良事業、平似田太ノ浦線改良事業等の増が影響しています。その他の経費として 9 番以降の積立金や繰出金等がございます。以上が一般会計歳入歳出の主な内容です。

なお、財政構造につきましては、決算審査意見書の 7 ページ以降に記載されています。また、一般会計の財政、決算状況につきましては、主要な施策の成果に関する報告書の 116 ページから記載しておりますのでご一読いただきたいと思えます。

次に国民健康保険事業特別会計でありますが、歳入歳出決算状況については、成果に関する報告書の 3 ページの第 1 表に記載しているとおりで、歳入では共同事業交付金が前年度に対し 1 億 4281 万 3000 円、約 74%の増、一方、療養給付費交付金 2037 万 9000 円の減などとなっています。歳出では、前年度に対し共同事業拠出金 1 億 5515 万 7000 円などが増となっており、歳出全体では対前年比 12.13%、1 億 5426 万 9000 円の増となっております。その他、国保事業の実績につきましては、8 ページから記載していますので、後ほどご覧頂きたいと思えます。

次に介護保険事業特別会計ですが、成果に関する報告書1ページに概要説明を記載しております。前年度と比較すると歳入総額では2823万3000円の減額、歳出総額では2622万7000円の減額となっています。歳出では、保険給付費がほとんどでありまして、在宅サービスが全体の40.6%、施設サービス34.8%、地域密着型サービス（グループホーム）14.7%を占めています。その他、介護保険事業の実績につきましては、6ページから記載しております。

次に公共用地等取得造成事業特別会計でございますが、主要な施策の成果に関する報告書をお願いいたします。歳入につきましては、土地売払収入により対前年比746万7000円の増となっております。また、歳出につきましては、土地売払いに係る測量人夫賃金と土地開発基金への積立金の合計767万5649円となっております。

次に簡易水道事業特別会計でございますが、主要な施策の成果に関する報告書の2ページをご覧くださいと思います。歳入では、町債が2億7180万円、歳入全体の44%を占めておりまして、次いで使用料及び手数料が1億3824万9000円、国庫支出金1億3380万8000円、一般会計からの繰入金5839万5000円などが主なものとなっております。歳入総額は6億1568万7000円で、対前年比146.2%、1億9459万6000円の増となっております。これは補助事業に伴う国庫支出金と町債の増によるものです。なお、水道使用料につきましては、滞納繰越分を含めた収入未済額が51万8000円となっております。

次に歳出では、2款施設費の決算額が4億3754万1000円で、成果報告書の10ページがその内訳となっております。3款公債費につきましては、平成27年度中に総額で4126万8000円を償還しております。1款業務費の1億2497万円を合わせました歳出総額は、対前年比145.3%、1億8811万3000円の増となっております。

次に14ページをお願いします。水1<sup>m</sup>当たりの収支につきましては、供給単価172円96銭に対し、給水原価は192円11銭で19円15銭の赤字となっております。前年度までは、給水原価と供給単価の差はそれほどありませんでしたが、今年度は給水原価の内訳として人件費や修繕費の割合が高くなったことが一つの要因となっております。

次に農業集落排水事業特別会計でございますが、主要な施策の成果に関する報告書の2ページをお願いします。そこに決算の状況を記載しておりますが、歳入につきましては一般会計からの繰入金2922万2000円と、その80.2%を占めております。また、料金収入は706万5000円で歳入の19.4%となっております。歳入全体では、対前年度比13.1%、552万円の減となっております。なお、分担金で10万8000円の収入未済額を生じております。歳出につきましては、償還金が元利合わせまして2675万7000円で、歳出の73.4%を占めており、維持管理業務主体の事業費となりました。3ページ以降に事業実績を記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

次に漁業集落排水事業特別会計でございますが、主要な施策の成果に関する報告書の2ページをお願いいたします。決算の状況を記載しておりますが、歳入につきましては、対前年比19.7%、146万7000円減の597万5000円となっております。歳入の主なものは一般会計からの繰入金330万7000円で、歳入の55.3%を占めています。なお、料金収入につきましては、266万3000円とほぼ前年並みで、歳入の44.6%となっております。

また、歳出につきましても、歳入と同じく597万5000円で、汚水処理費並びに施設管理費の258万4000円と、借入償還金339万1000円でございます。投資実績はなく、維持管理業務が主体とな

っています。3 ページ以降に事業実績を記載しております。

続きまして公共下水道事業特別会計でございますが、主要な施策の成果に関する報告書の4 ページをお願いいたします。歳入総額は4 億 4769 万 7000 円となっております。歳入の主なものは、一般会計からの繰入金1 億 5639 万円、国庫負担金1 億 2300 万円並びに町債1 億 2540 万円などとなっております。なお、使用料で26 万 6000 円、また負担金で193 万 5000 円の収入未済額を生じております。歳出につきましては、建設改良費が2 億 9921 万 4000 円で歳出の67.0%を占めております。償還金は元利合わせまして1 億 195 万 6000 円、歳出総額では、対前年比22.9%、8328 万 4000 円の増となっております。6 ページ以降に事業実績を記載しておりますのでご確認いただきたいと思います。

最後に後期高齢者医療特別会計でございますが、主要な施策の成果に関する報告書の3 ページをお願いいたします。決算の状況ですが、被保険者から徴収しました保険料5204 万 5000 円と一般会計からの繰入金3948 万 7000 円が歳入の主なものでございます。歳入総額は、対前年比0.6%、58 万 1000 円の増となっております。なお、保険料につきましては、収入未済額はありません。一方、歳出につきましては、長崎県後期高齢者医療広域連合への納付金が8808 万 2000 円で、91.3%と、その大部分を占めておりまして、歳出全体では対前年比0.5%、47 万 4000 円の増となっております。6 ページ以降に事業実績を記載しております。ご確認いただきたいと思います。

各会計とも実質単年度収支は、黒字で決算することができましたが、依然として本町財政が厳しい状況にあることには変わりありませんので、更に行財政の見直しを図り無駄を省くなど、今後ともコスト意識を持った健全財政運営に努めて参りたいと存じます。

以上、一般会計並びに各特別会計の決算概要についてご説明いたしましたが、慎重審議の上、然るべきご決定を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。以上で終わります。

○議長（後城一雄君）

ここで前田代表監査委員出席のため、暫時休憩をします。

暫時休憩（午前 11 時 29 分）

再 開（午前 11 時 30 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

これから質疑を行います。初めに議案第 67 号の質疑を行います。

○議長（後城一雄君）

2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

一般会計の決算について町長に2 点ほどお尋ねいたします。監査委員さんの意見書の13 ページを見ていただきますと、ここに各会計別に不用額が出ています。総額で2 億円以上の不用額が出て

いるわけですがけれども、こんなにたくさんの不用額があるのは初めてではないかというふうに思います。やはり不用額というのは当然出るのは当たり前ですけど、人間がすることですから。しかし、この不用額はあまりにも多すぎるのではないかという感じがするわけです。それで決算書を見ますと目内で利用されている箇所も多くて、例えば流用したところの予算が足りないかといえ、そこで不用額がたくさん出ている。また持ってきたところの節を見ますと、他のところに流用した。また逆にその節も他から流用してるというような、ちょっとわけのわからないことをされてるんですけども。その辺で予算の編成のときの積算の積み上げがちょっと甘すぎるのではと、査定が甘すぎるのではと思うんですよね。一般会計でも1億2000万円の不用額が出ているわけですが、その辺の予算編成にあたっての職員の士気が落ちているような気がするんですけども、町長の意見を求めたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは決算ですので、言い訳できませんけども。意見書の中で出ています逆流用とか再流用とか話がありますが、ここも調べてみますと一部には不適切などころもありました。しかし、後の分はこれはずっと経過がございまして、どうしても止むを得ない事情がありまして、結果的に部分的に不適切などころがあったなと感じています。

あと不用額が出るということはどちらかと言いますと、いろんな補助事業等を構えまして3月末までに減額できないもの、そういうものがあると思います。それが大きいものだと思います。そんなに贅沢な予算はありません、実際のところ。不用額というのは逆に私は決算ということでございますので、それは逆に成果じゃないかと思っています。全くやっていないことがあるのはそれは謝らなければいけませんけども。やってお金が余るといのは当然のことだと思います。それが決算ですので多く出した方が一番成果としては良い場合があります。あとは中身を精査する必要がありますけども。基本的に本来ならば100%使うのが理想なんですけども、それは逆に親方日の丸的なもので無駄使いもあります。私は一定の制限が要りますけど多額に出たのを今からずっと判断しないといけませんけれども、そんなに無駄なことはやっていないと自信を持っています。また精査をしながら検討してまいりたいと思います。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

今町長がおっしゃったとおりですよ。次年度の予算編成はやっぱり各項目の精査をきちっとしていただいて、やはりあまりにも多く見積もっていた予算がなされたらいけませんので、次の予算編成に活かしていただきたいと思います。

もう1点、監査委員さんの意見書の一番最後に千綿農学園の工事をたぶん去年の6月の一般質問で私がしたところ、去年の8月から入所されるということで町長が答弁されて、その入所に対応するために800万円の水道工事をされてるんですよね。ところが工事をしてから1年以上千綿女子農学園跡は誰も入っていませんし、これは県にいつから、何年何月から入るという確約をこの事業をされたときにされたのか、もしそういう確約があつて、まだ県がそういう対応をしてなければ大い

に県に苦情を言っていたかかないといけない事案だと思うんですが、その辺の経過をちょっとお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

県の確約は行っていません。二ヶ年間の借用ということで県の方と民間の会社と契約されています。その中でどうするかということで考えておられます。実際に急いでほしいということは、こちらから民間の企業の方に伝えていますが、なかなか今の経済事情で、特に副業とされています派遣会社の方の経営あたりがなかなか旨いかなかったということと、大村の方でミニトマトなんかを経営されていますが、そちらの方はまあまあいったのですが、どうしても資金不足になって思うようにいかなかったということで、確かに今指摘があったとおりに遅れています。

当時は人材を入れてやるということで急いでくれと話があったものですから、県とも話をしながら急いで寮あたりがありますので、そこに行かなければならないということで急ごうとやったわけですが、結果的にはやはり経済状況の関係で遅れたのは事実だと思っています。もう少し慎重にやればよかったなと思いますけど、実際そこには大きな計画があって水道を引っぱっているわけですので。仮にもし中止になったりしても何かの企業が来るわけですので、それは社会資本の整備というのは止むを得ないかなと思っています。もちろん他にも広域農道の赤木から800万円近くかけて紙谷町長時代のときに水道を引っぱってます。これも社会資本整備のために引っぱっているわけですから、あくまでも将来を見据えた投資でございますのでご理解のほどよろしく願いしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

他にございませんか。

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

決算審査意見書の2ページの総括意見の①項の中に通販サイト運営委託料64万8000円の支出ということがありまして、撤退を含め早急な対応すべきであったという書見が載っていますが、この撤退を決められた時期はいつだったのか。それから契約を解除されたのはいつだったのか説明をお願いします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

指摘の方には、撤退を含め早急な対応をすべきだったということです。これはこの27年度決算におきましては撤退をしたわけです。撤退のことですので、この意見書は26年度に撤退すべきだったという意見じゃないかなと思います。この指摘は26年度分かなと思っています。

したがって24年の4月に、これは26年の9月1日から運営を開始していますので、退会を決めたのはどうしても翌年度の事業、27年度の事業として4月から始まったわけですが、退会申請を4月17日に即刻、年度末ぐらいから非常に悪いということで当初予算上げていましたので、撤退をしようということで申請をいたしておりましたけれども、どうしても一期分の7月分まで絶

対に納めてくれとなったものですから、64万8000円だけ払って撤退となっております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9番議員、大石俊郎君。

○9番（大石俊郎君）

最初の方の町長の説明、私頭悪いせいかよく理解できなかつたですけど。ちょっと質問の内容を替えましょう。契約の解除、やめますよといってすぐやめるわけにはいけないですね、通告しないといけませんね。どのくらいかかりましたか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先ほど言いましたとおり、26年の9月に入りまして1年間、3月まで入るわけですね。そこでそれまでのいろんな業務委託をするわけですけど、そこで非常に芳しくないということが判明いたしまして、そして年度末には退会しようということでやったんですけども、翌年度の27年の4月から契約してるわけですから払わないといけない、1回分だけ払わないといけないということで4月分から7月分まで4ヵ月分はどうしても払わないといけないということで64万8000円ということでその分を払って退会ということです。

○議長（後城一雄君）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。議案第67号に対する質疑がないようなので、これで議案第67号の質疑を終わります。

○議長（後城一雄君）

それでは次に議案第68号から議案第75号までの質疑を一括して行います。質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願いいたします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようなので、これで議案第68号から議案第75号までの質疑を終わります。

お諮りします。本案については、議長と議選の監査委員である岡田議員を除く9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって本案については議長と岡田議員を除く9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託して審査することに決定いたしました。

ここで決算審査特別委員会の名簿配布及び前田代表監査委員退席のため暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午前11時43分）

再開（午前11時44分）

○議長（後城一雄君）

それでは休憩前に戻り会議を続けます。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条4項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。併せて審査特別委員長に浪瀬真吾君、副委員長に吉永秀俊君を選任したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって決算審査特別委員会の委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。また、決算審査特別委員長に浪瀬真吾君、副委員長に吉永秀俊君が選任されました。

日程第20 議案第76号 彼杵簡易水道基幹改良事業水道管布設替工事(法音寺地区その4)  
請負契約の変更について

○議長（後城一雄君）

次に日程第20、議案第76号彼杵簡易水道基幹改良事業水道管布設替工事(法音寺地区その4)請負契約の変更についてを議題とします。本案について提案理由を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第76号彼杵簡易水道基幹改良事業水道管布設替工事(法音寺地区その4)請負契約の変更についてでございます。変更の理由が、契約額の変更でございます。契約の変更の方法は随意契約によるものです。変更前の契約金額が5896万8000円、変更後の契約金額が7257万6000円でございます。契約の相手方は変更ございません。

提案の理由といたしましては、国道部の水道管布設替工事における既設舗装厚の変更により、切断工・撤去量・廃棄物運搬処分費等が追加となり、工事請負額を増額する必要が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出するものでございます。詳細につきましては水道課長から説明させます。適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（山口大二郎君）

議案第76号彼杵簡易水道基幹改良事業の布設工事であります法音寺4工区の請負契約変更について代わって説明いたします。

配布しています添付の図面の方をご参照ください。本工事は今年度の老朽管布設の更新を目的として発注している工事でございます。お示ししています図面の右下の位置ですけれども、国道から川内線の入り口から国道34号線を通ります国道への埋設の水道管の布設工事でございます。路線そ

の1とその2に分かれておりまして、終点は旧大楠小学校の国道から入ります入り口付近までの国道埋設工事になります。左上の変更前と変更後の断面図の部分でご説明を加えさせていただきます。当初設計では概要でご説明したとおり、協議を含め国道の舗装厚を15cmにして積算をしておりますが、現地確認の折、舗装厚を再確認したところコアを抜き取りまして40cmから50cmと非常に厚い舗装厚を確認したことから、どうしても既設舗装厚の舗装場の撤去及び産業廃棄物の処分でありますとか、そういう費用の増額と今回なったものでございます。

併せまして路線1の部分の町道部への接続に関しまして、追加延長としまして19.1mの水道管の延長の追加をしています。総延長といたしまして変更前の1082mのものを1101.1mと追加延長、加えさせていただいております。以上で概要の説明を終わらせていただきます。

○議長（後城一雄君）

それではこれから質疑を行います。

質疑をどうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第76号は、会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕なし

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第76号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第76号東彼杵簡易水道基幹改良事業水道管布設替工事(法音寺地区その4)請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

## 日程第21 議案第77号 東彼杵町固定資産評価委員会委員の選任について

○議長（後城一雄君）

次に日程第21、議案第77号東彼杵町固定資産評価委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第77号東彼杵町固定資産評価委員会委員の選任について。選任する者の住所氏名等でござ

います。住所、東彼杵町木場郷 812 番地。氏名、一瀬 利秋。生年月日が昭和 31 年 11 月 28 日生まれでございます。

提案の理由といたしましては、東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴いまして、委員を選任するため本案を提出いたしますが、一瀬氏におかれましては二期目をお願いするものでございます。建築業を営んでおられまして固定資産評価等には精通されていらっしゃいますので、適任かと存じますのでご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後城一雄君）

それではこれから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕なし

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 77 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 77 号は委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 77 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 77 号東彼杵町固定資産評価委員会の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

## 日程第 22 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（後城一雄君）

次に日程第 22、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。本案について提案理由を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦について。推薦者の住所氏名等でございます。東彼杵町千綿宿郷 1269 番地 6、林キト。生年月日は昭和 25 年 9 月 25 日生でございます。

提案の理由といたしましては、法務省の人権擁護委員でございますので諮問という形になりますけれども、任期満了によりまして委員を推薦するものでございます。本案を提出するものでございます。林氏におかれましても現在まで一期終わられたところでございますけれども、福祉関係につき

ましてはそれぞれ精通していらっしゃると思いますので、引き続き人権委員としてお願いをするものでございます。適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それではこれから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって諮問第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。これから諮問第1号を採決します。お諮りします。本案は、林キトさんを適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり林キトさんを適任とすることに決定しました。

#### 日程第23 報告第9号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（後城一雄君）

次に日程第23、報告第9号平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。本案について説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

報告第9号平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして報告をいたします。詳細については財政管財課長から報告いたします。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

報告第9号平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告いたします。まず、財政健全化指標の算定については、試行期間も含めまして今回で9回目となっております。

それでは、始めに健全化法第3条に規定する健全化判断比率について説明いたします。報告書3ページを御覧ください。

総括表②、連結実質赤字比率等の状況を計算した表です。一般会計に公共用地等取得造成事業特別会計を含めた一般会計等の実質赤字比率が-3.09%となり赤字はありませんので、実質赤字比率

は該当ありません。

また、一般会計等に公営企業以外の特別会計、国民健康保険事業特別会計から後期高齢者医療事業特別会計までの3会計と法非適用企業会計、簡易水道事業特別会計から公共下水道事業特別会計までの4特別会計を加えた連結赤字比率も-6.79%となり赤字はありませんので、連結実質赤字比率も該当がありません。

次に、報告書4ページを御覧ください。

総括表③ 実質公債費比率の状況を計算した表です。表中段の一番右の表にありますように、実質公債費比率は10.0ポイントとなり、昨年度が10.6ポイントでしたので前年度より0.6ポイント改善しております。

実質公債費比率は、町の公債費（特別会計を含む全会計の起債のうち、特定財源を除く元利償還金）等が標準財政規模の何割に当たるかということで計算しますが、分子となる町の公債費、①から⑦までの合計額から⑧から⑭までの合計額と⑱を差引いた金額を、分母となります標準財政規模、⑮・⑯・⑰の合計額から⑨から⑭までと⑱を差引いた金額で除し、100分率で表したものとなります。

また、当該年度の実質公債比率は、過去3年の比率の平均で算出されますので、平成25年度から平成27年度までの平均となり、結果、平成27年度の公債比率の増減は、平成24年度と平成27年度の公債費比率の増減で決まることとなります。

今回、実質公債費比率が減少した要因は、まず分子となる公債費が6619万3000円減少しました。これは、事業継続中の簡易水道事業債や公共下水道事業債は増加しましたがけれども、蔵本2号線改良工事・中岳幹線・平似田太ノ浦線改良事業償還金などの臨時地方道整備事業債3439万4000円の減少と町総合会館建設事業の地域総合整備事業債2016万5000円が大きく減少したことにより、0.6ポイント比率が改善した要因となっております。

次に報告書5ページを御覧ください。

総括表④ 将来負担比率の状況を計算した表です。表の最後に記載があるように、将来負担比率は、52.6ポイントとなり、昨年度が59.1ポイントでしたので、6.5ポイントと僅かではありますが昨年度より改善しております。

算定方法は、総括表④にあるように、分子となります将来にわたる地方債の残高と公営企業債等に対する繰入見込などの額、そこでいう将来負担額Aですけれども、充当可能基金などの充当可能な財源（充当可能財源等B）を差し引いた額を、分母となります当該年度の標準財政規模（標準財政規模C）から報告書4ページ⑨から⑭の交付税で補填される合計額（算入公債費等の額D）を差し引いた額で除し、100分率で表したものとなります。

今回、比率が減少した主な要因は、新規起債事業の抑制と過去の起債事業の償還終了により地方債の現在高が昨年度よりも1億6029万6000円減少したこと、また充当可能基金が昨年度より1億9083万5000円増加したこと等により分子が減少したこと、併せて分母となる標準財政規模の構成要素となる地方交付税4ページ⑯が昨年度より9891万2000円増加したこと等により将来負担比率が減少しました。

以上、健全化法第3条に規定する健全化判断比率となりますが、いずれも報告書1ページに括弧書きで記載しております早期健全化基準を大きく下回った結果となりました。

将来予測としては、一般会計の公債費の元利償還金は今後も減少傾向となりますが、一方で次年度、光 I C T 整備事業による 1 億 8000 万円の基金取崩し、統合を進めている水道事業や公共下水道事業に係る借入金の増加、更に事業費 60 億円のゴミ焼却場建設に係る、およそ年 6000 万円の新たな負担が平成 32 年度以降発生するため、実質公債費比率及び将来負担比率が共に悪化することが予測されますので、なお一層の財政健全化に取り組む必要があります。

最後に、報告書 6 ページを御覧ください。

健全化法第 22 条の規定による資金不足比率等に関する算定を行った表です。中段の表 (8) に記載があるように、簡易水道事業特別会計から公共下水道事業特別会計までの 4 特別会計に赤字はありませんので、特別会計における資金不足比率は該当がありません。

以上、説明を終わります。今回の報告に先立ちまして、比率等の算出について、監査委員による審査を 8 月 29 日に受けておりますので、その意見書を添付して報告といたします。以上終わります。

#### ○議長（後城一雄君）

以上で、報告第 9 号平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

#### 散会（午後 12 時 02 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成 29 年 7 月 27 日

議 長 後城 一雄

署名議員 大石 俊郎

署名議員 堀 進一郎